

碧南市地域農業再生協議会 次第

日時 令和4年8月25日（木）

午後1時15分から午後2時まで

場所 碧南市役所7階 議員大会議室

1 あいさつ

2 議事録署名人選任

3 議事

(1) 第1号議案 令和4年度水田農業対策の実施状況について

(2) 第2号議案 令和5年度水田農業対策の取組及び作付地域について

4 その他

(1) 令和4年度経営所得安定対策事業における交付申請状況について

(2) 令和5年度小麦、大豆等作付けにおける依頼について

令和4年度 碧南市地域農業再生協議会会員名簿

令和4年7月1日現在

整理
番号

役 職	氏 名	所 属 職 名
1 会長	瀬垣田 政信	碧南市長
2 副会長	神谷 昌明	碧南市農業委員会会長
3 会員	市古 昭子	碧南市農業委員会委員
4 会員	黒田 実	碧南市農業委員会委員
5 会員	金子 さか江	碧南市農業委員会委員
6 会員	長谷部 実	碧南市農業委員会委員
7 会員	山中 力四郎	碧南市農業委員会委員
8 会員	加藤 浩孝	碧南市農業委員会委員
9 会員	角谷 正子	碧南市農業委員会委員
10 会員	鳥居 勝行	碧南市土地改良区副理事長(碧南市農業委員会委員)
11 会員	原田 孝司	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員(JAあいち中央理事・JAあいち中央営農部会代表・農地利用集積円滑化団体)
12 会員	磯貝 孝弘	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
13 会員	金原 節子	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
14 会員	下島 良一	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
15 会員	杉浦 孝明	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員(JAあいち中央営農部会代表)
16 会員	石川 清勝	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
17 会員	近藤 正孝	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
18 会員	藤関 弘之	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
19 会員	永坂 邦男	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
20 会員	山中 光弘	JAあいち中央営農部会代表(愛知県農業共済組合)
21 会員	鈴木 良樹	JAあいち中央営農部会代表
22 会員	野村 勝己	JAあいち中央営農企画部副部長(営農企画課担当)兼課長(部長代行)
23 会員	生田 和重	碧南市経済環境部長(碧南市地域担い手育成総合支援協議会会員)
24 監事	藤浦 利吉	碧南市農業委員会副会長
25 監事	三島 孝二	JAあいち中央碧南地区担当理事(碧南市農業委員会委員・農地利用集積円滑化団体)

オブザーバー

	隠岐 泰彦	東海農政局地方参事官室(愛知支局)総括農政業務管理官
	森 信隆	東海農政局地方参事官室(愛知支局)主任農政推進官
	稲垣 清敬	東海農政局地方参事官室(愛知支局)行政専門員

事務局

26 事務局長	牧 勝彦	碧南市経済環境部農業水産課長
27 支局長	石川 好之	JAあいち中央営農部副部長兼碧南営農センター長
28	本多 真	碧南市経済環境部農業水産課農政振興係長
29 事務局	北村 信晃	碧南市経済環境部農業水産課農政振興係主事
30	近藤 深月	碧南市経済環境部農業水産課農政振興係主事

第 1 号議案
令和 4 年度水田農業対策の実施状況について

令和 4 年 8 月 1 日現在

米の生産数量面積の目安 A :	316.0	ha	(注)	(注)	令和 4 年産米の生産数量目標の目安については、県協議会から示された生産数量目標の目安 1, 6 6 2 トンを 1 0 a あたりの配分基準単収 5 2 6 キログラムで除して算出した。
					(単位 : ha)

水稲作付率　％ C/A=B	水稲作付面積 C	生　産　調　整　の　実　施　状　況						水田面積 C+H=I	
		小麦・大豆等の作付				その他作付 G	水稲以外作物 作付等計 F+G=H		
		市内　D		市外　E	市外内訳				計　D+E=F
94.27	297.9	83.9　(91.2)		19.5	西尾市　11.4	103.4	27.9	131.3	429.2
					安城市　6.3				
		小麦・大豆	飼料用米		高浜市　1.8				
		83.9　(91.2)	0						

(注) () 内の数値は入作を含む集団全体の面積。

(上記の表を㎡換算)

水稲作付面積 2,979,217	838,677 (912,360)		195,067	西尾市 114,036	1,033,744	279,342	1,313,086	4,292,303
	小麦・大豆	飼料用米		安城市 62,724				
	838,677 (912,360)	0		高浜市 18,307				

水田面積に対する生産調整率（転作率）
 $\frac{H}{I}$

30.59%

第2号議案

令和5年度水田農業対策の取組及び作付地域について

1 生産調整の見込み

米の生産数量目標の目安 A :	316.0 ha (注1)
-----------------	---------------

(単位 : ha)

水稲作付率 % B	水稲作付面積 A×B=C	生 産 調 整 の 見 込 み						水田面積 C+H=I
		小麦、大豆等の作付				その他作付 G	作物作付等計 F+G=H	
		市内 D	市外(推定) E	市外内訳	計 D+E=F			
92.29	291.6 (注2)	小麦・大豆・飼料用米 89.6 (94.8)	20.1	西尾市 10.5 安城市 7.4 高浜市 2.1	109.7 .	27.9	137.6	429.2

(注1) 令和4年産米の生産数量目標の目安と同様とする。

(注2) 水稲作付面積は、水田面積から作物作付等計（麦大豆（市内、市外）面積、その他作付の合計）を除いた数とする。

(注3) () 内の数値は入作を含む集団全体の面積。

(参考) 市外転作面積の過去実績 (単位 : ha)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	直近3ヵ年平均
西尾	10.6	9.5	11.4	10.5
安城	7.3	8.7	6.3	7.4
高浜	2.4	2.2	1.8	2.1
計	20.3	20.4	19.5	20.1

2 小麦、大豆等の作付の市内地区配分 (案)

(単位 : ha)

地区	基礎面積	除外地	構成比 %	令和3年度実施面積	令和4年度実施面積	令和5年度配分面積 (案)
川口・前浜	58.8	5.6	20.56	19.0 (19.3)	19.0 (19.3)	19.6 (19.6)
伏見屋・北浦	77.4	10.0	27.06	22.6 (25.8)	20.5 (24.9)	24.0 (26.0)
西端	149.8	16.6	52.38	47.9 (50.6)	44.3 (47.0)	46.0 (49.2)
計	286.0	32.2	100.00	89.5 (95.7)	83.8 (91.2)	89.6 (94.8)

(注) () 内の数値は入作を含む集団全体の面積。

令和5年度 転作箇所詳細表

前浜・川口地区転作

町	丁目	作付面積(㎡)の合計
中田町	2	155,587
前浜地区小計		155,587
川口町	3	13,827
	4	27,081
川口地区小計		40,908
前浜・川口地区合計		196,495
碧南市民合計		196,240

※入作分 1筆 255㎡

※転作筆数 186筆 (入作分含む)

旭地区転作面積

町	丁目	作付面積(㎡)の合計
見合町	1	23,441
	2	24,473
縄手町	1	46,520
	2	21,159
	3	2,665
北浦町	1	11,241
	3	18,435
	4	33,452
北浦地区小計		181,386
小屋下町	2	36,632
	3	6,003
	4	30,400
大堤町	4	5,241
伏見屋地区小計		78,276
旭地区合計		259,662
碧南市民合計		240,290

※入作分 17筆 19,372㎡

※転作筆数 248筆 (入作分含む)

西端地区転作(碧南市民の集計)

町	丁目	作付面積(㎡)の合計
奥沢町	1	7,956
	2	11,593
	3	12,663
	5	24,903
桃山町	1	16,752
	2	14,312
	3	18,960
	4	13,336
若水町	2	33,732
	3	24,808
	4	30,823
島池町	1	34,798
清水町	1	16,995
	2	16,255
	3	15,050
鳥追町	1	24,843
松原町	1	22,076
	2	42,058
	3	42,127
古川町	2	20,081
	3	22,224
山下町	-	25,599
西端地区合計		491,944
碧南市民合計		460,172

※入作分 25筆 32,067㎡

※転作筆数 367筆 (入作分含む)

総転作面積(入作含む) 948,101 ㎡
 総転作面積(碧南市民分) 896,702 ㎡
 総筆数 801 筆

4 その他

(1) 令和4年度経営所得安定対策事業における交付申請状況について

令和4年8月1日現在

ア 畑作物の直接支払交付金

(ア) 交付申請者 4名（オペ4名）

(イ) 申請面積 小麦 73.5ha（オペ4名）

大豆 73.5ha（オペ4名）

合計 147.0ha

イ 水田活用の直接支払交付金

(ア) 交付申請者 4名（オペ4名）

(イ) 申請面積 小麦 73.5ha（オペ4名）

大豆 73.5ha（オペ4名）

合計 147.0ha

(2) 令和5年度小麦、大豆等作付けにおける依頼について

ア 概要

令和5年度に生産調整（転作）に当たる地権者に対して、生産調整実施の承諾及び特定農作業受委託契約締結（オペへの作業委託）の依頼について通知する。

イ 通知先

令和5年転作該当者

143名（入作を含む）

ウ 通知予定日

令和4年9月1日（木）

エ 提出依頼物

別紙 生産調整実施の承諾及び特定農作業受委託契約締結の依頼書

オ 提出期限及び提出方法

令和4年9月30日（金）までに返信用封筒にてJAあいち中央碧南営農センターへ提出

4 碧再生会第 号
令和 4 年 9 月 1 日

農地耕作地権者 様

碧南市地域農業再生協議会
会長 瀬 垣 田 政 信
(公 印 省 略)

令和 5 年度小麦、大豆等の作付けについて（依頼）

日頃は、当協議会の事業に御協力いただきありがとうございます。

当協議会では、主食用米の需給安定を図るため、ブロックローテーション（集団転作）による生産調整（一団の地域全体で小麦、大豆等の作付を行うことにより、需要見込みの範囲内で主食用米の生産を抑制する取組）を実施しております。

令和 5 年度の実行調整の取組としまして、小麦・大豆等を市域全体で 94.8 ヘクタール作付けすることとした結果、**あなたの農地**（別紙に記載の農地）が、**生産調整の対象（水稻の作付を行わず、小麦、大豆等を作付ける。）となりました**ので、転作へ御協力をいただきますようお願いいたします。

つきましては、**別紙『生産調整実施の承諾及び特定農作業受委託契約締結の依頼書（委任状）』【提出用】を御提出**いただく必要がありますので、お手数ですが、日付等を御記入いただき、押印の上、同封の返信用封筒にて、**令和 4 年 9 月 30 日（金）までに JA あいち中央碧南営農センターへ御提出いただきますようお願いいたします。**

なお小麦、大豆等作付けにおける詳細は、裏面「**令和 5 年度 小麦、大豆等作付基本方針**」を御覧下さい。

また、水田の作付面積を算定する際に使用してきた畦畔率（農地面積のうち、^{あぜ}畦等の作付できない面積を計算する率）について、国から見直しの指導があり、事務局で航空写真等による市内の水田の現状を再調査した結果、市内で平均 3.6 パーセントとなりました。協議会で協議した結果、令和 4 年度以降の率についてはこれまで使用してきた 3.02 パーセントから 3.6 パーセントに変更することとなりました。この変更により別紙に記載の各水田の作付面積については、令和 3 年度以前と比較して概ね 0.5 パーセント程度減少しておりますのでよろしくお願いいたします。

小麦の作付は、10 月中旬から作業を始めさせていただく予定です。主食用水稻の作付が行われている水田は、収穫が終了次第、稲ワラ等の片付けをお願いします。

今年度、小麦、大豆等の作付を行っている農地については、12 月末に耕起し、耕作地権者へお返しする予定です。なお、天候等により時期が変動する場合がございますので、その際は御了承ください。

（連絡先）碧南市地域農業再生協議会事務局（碧南市農業水産課農政振興係内）

TEL0566-95-9896（直通）

令和５年度 小麦、大豆等作付基本方針

碧南市地域農業再生協議会

- 1 小麦、大豆等作付実施面積は９４．８ヘクタール
(詳細は、別紙「令和５年度小麦、大豆等作付実施地域」をご覧ください。)

市内地区配分 (単位：ヘクタール)

前浜・川口 地区	１９．６
北浦・伏見屋地区	２６．０
西端 地区	４９．２
合計	９４．８

- 2 小麦、大豆等の作付けに対する助成

経営所得安定対策等事業における転作に伴う交付金は、国から一律の金額にて耕作受託者であるオペレーターに直接支払われます。この交付金のうち、耕作地権者分（転作協力金）を、面積に応じてお支払いする予定です。

令和５年度の転作協力金の単価については、以下に記載の令和４年度分の単価と同程度を見込んでおりますが、現段階では国からの具体的な事業内容や予算額が決定されていないため、正確な額をお知らせすることはできません。額が決定次第お知らせする予定ですので、御理解のほどよろしくお願いします。

【参考：令和４年度予定単価】

小麦、大豆等いずれか１作のみの場合： ２２，０００円（１０アールあたり）
二毛作実施の場合： ２７，０００円（１０アールあたり）

- 3 その他

- (1) 転作該当農地では、個人での耕起、栽培等はできません。（オペレーター管理）
- (2) 水利費は、耕作地権者にて御負担ください。
- (3) 実施水田における稲ワラは、自然災害等により河川等への流出が発生する場合がありますので、収穫後早い時期に片付けるようお願いします。
- (4) 実施水田において、野菜残さや農業用資材などの投入が見られますので、絶対にやめてください。
- (5) 草刈りを忘れずにお願いします。

畦畔の草については、耕作地権者で管理していただくことになっておりますので、草刈り等の管理を徹底されるようよろしくお願いいたします。

趣旨を御理解のうえ、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和5年度

生産調整実施の承諾及び特定農作業受委託契約締結の依頼書（委任状）

令和4年9月 日

碧南市地域農業再生協議会会長 殿

私（以下、「甲」といいます。）は、小麦、大豆等の作付地域設定に賛同し、下記に掲げる農地が該当田となることに同意するとともに、愛知県が示す生産数量目標目安に基づき、碧南市地域農業再生協議会会長 瀬垣田政信（以下、「乙」といいます。）が実施する生産調整に承諾します。

また、甲は乙を代理人と定め、下記の「対象農地明細」に記載された農地について、その効率的な活用を図るために、農作業の委託先を乙に一任するとともに、裏面に掲げる事項を内容とする特定農作業受委託契約（以下、「受委託契約」といいます。）の締結及び締結された契約書の保有を委任します。なお、契約締結に必要な情報については、乙が活用することを併せて承諾します。

※締結を委任する契約内容については裏面を御確認ください。

（甲）

支店	農家番号	耕作地権者住所	耕作地権者氏名（印）	電話番号
		市 町 丁目 番地	印	

記

【対象農地明細】

所在地	対象面積(m ²) (畦畔を除いた面積)	備考
町 丁目 番		
町 丁目 番		
町 丁目 番		
町 丁目 番		

※ 令和4年9月30日（金）までに同封の返信用封筒にて御送付ください。

（送付先はＪＡあいち中央碧南営農センターです。）

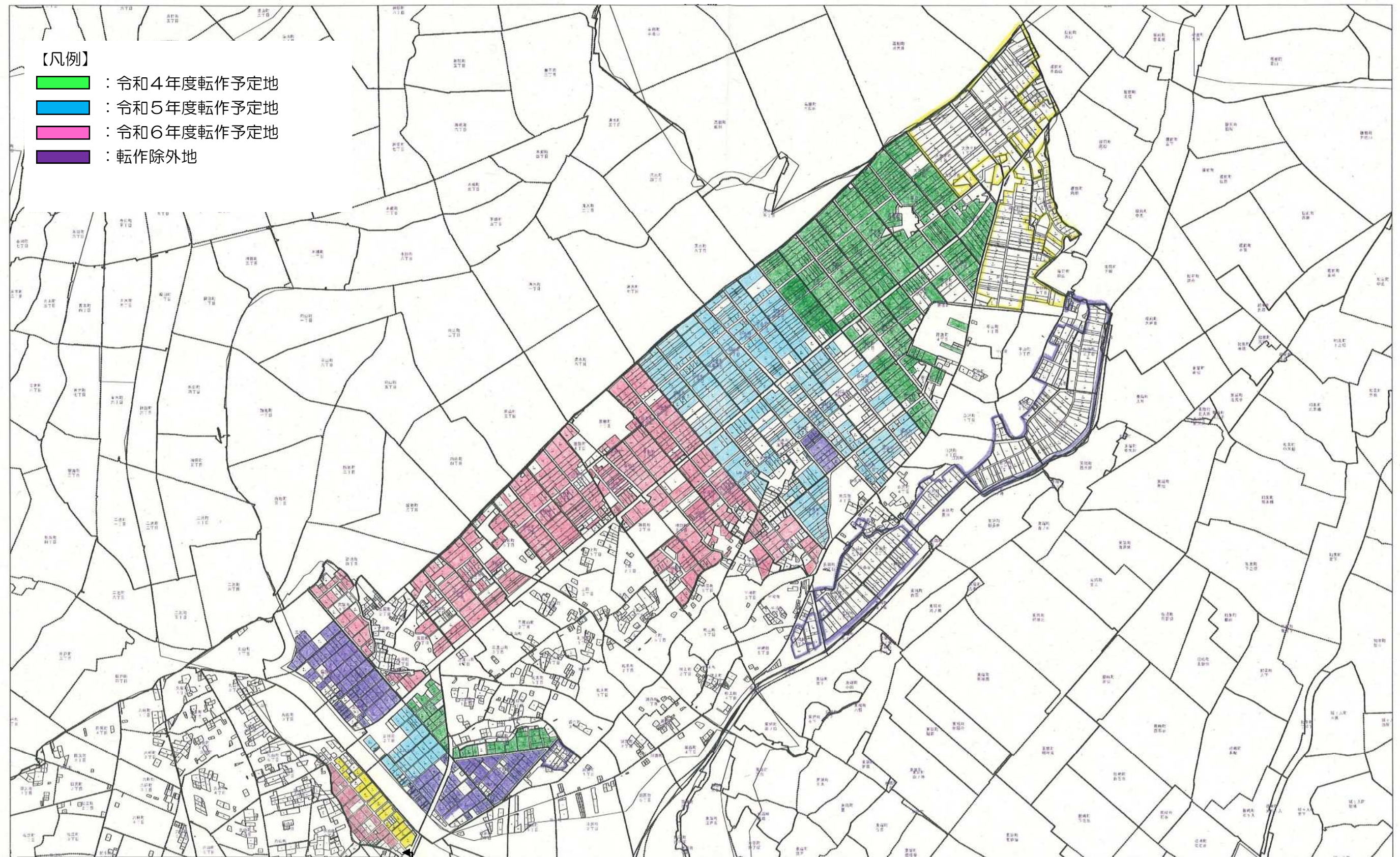
《締結を委任する契約内容について》

- 1 次の3つの要件を明記すること。
 - (1) 主な基幹作業を受委託すること。
 - (2) 収穫物の販売名義を受託者とする事。
 - (3) 販売収入の処分権に関する事。
- 2 甲は、農作業を委託した目的を達成するために必要な範囲で、乙が選任する受託者に当該委託に係る事務処理を一任すること。
- 3 甲は、農作業を委託した目的を達成するために必要な範囲で、乙が選任する受託者が、当該委託に係る農地に関する確認と情報を活用することを認めること。
- 4 契約の詳細については、別紙「特定農作業受委託契約に関する共通事項」とすること。

※ 対象農地明細については、碧南市地域農業再生協議会が有する情報により記載しています。誤りがありましたらお手数ですが、御連絡をお願いします。

連絡先 碧南市地域農業再生協議会事務局
(碧南市農業水産課農政振興係内)
電 話 0566-95-9896 (直通)
FAX 0566-41-5412
E-mail nousuika@city.hekinan.lg.jp

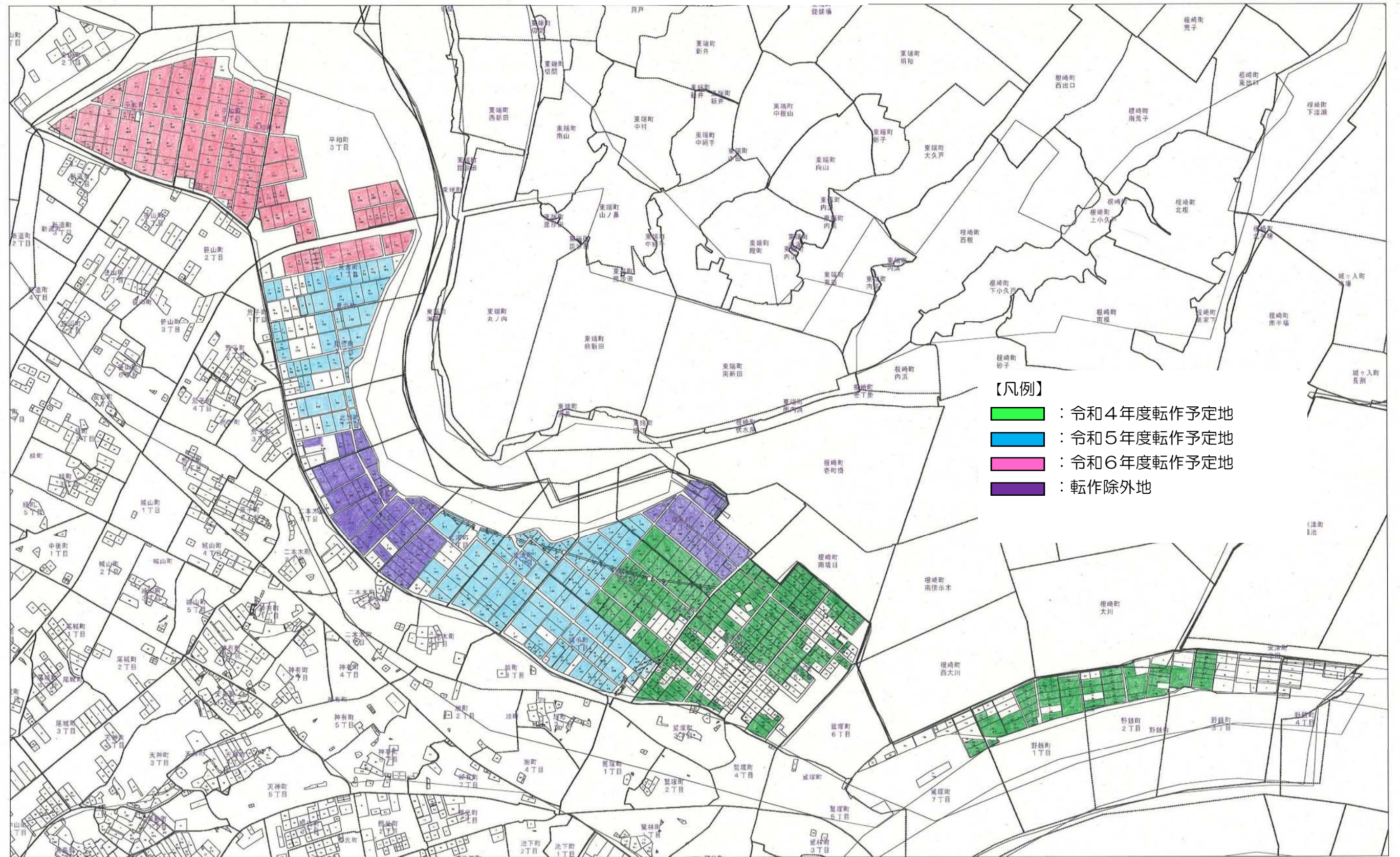
西端地区



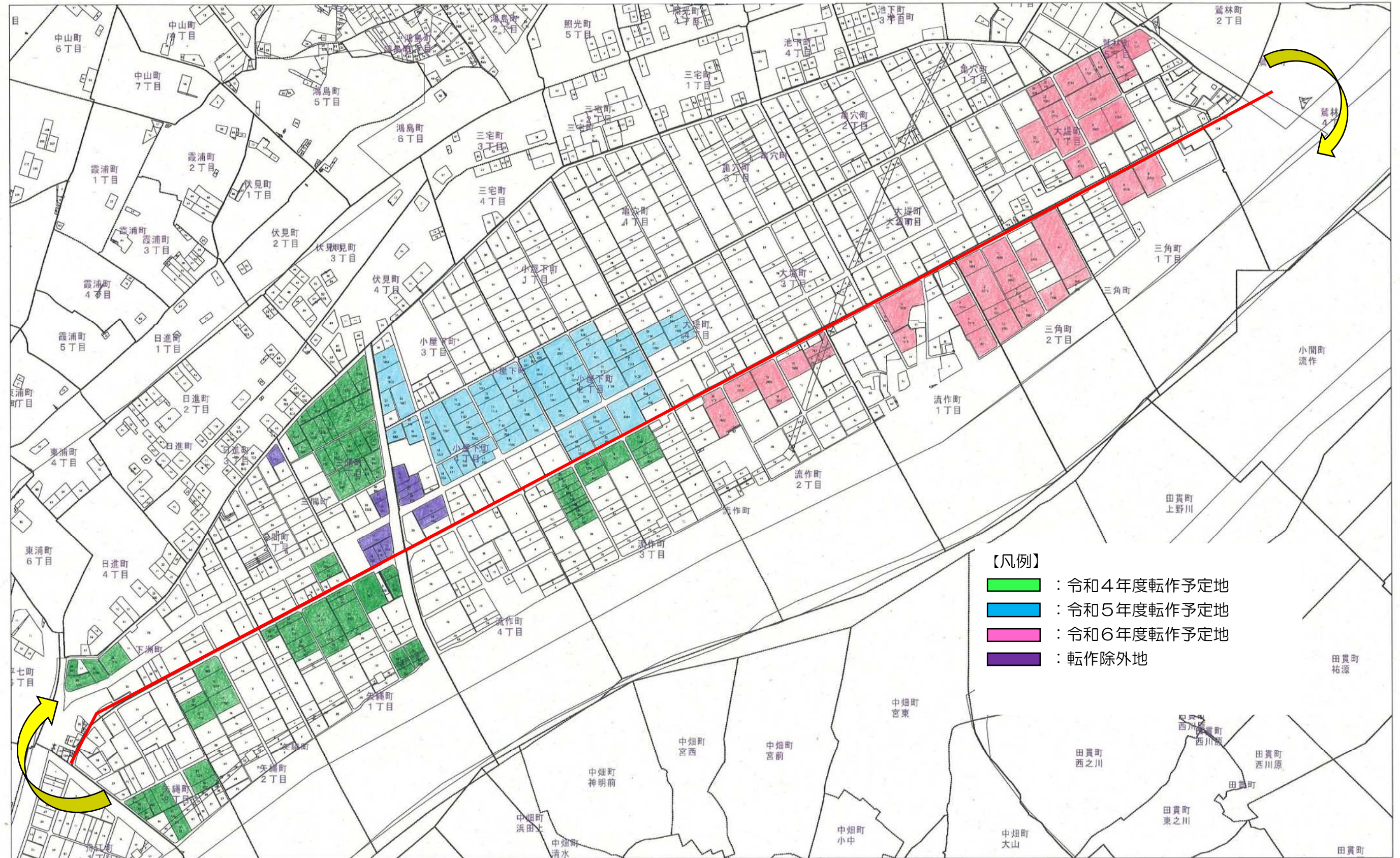
山下地区

- 令和4年度・令和6年度転作予定地
- 令和5年度転作予定地

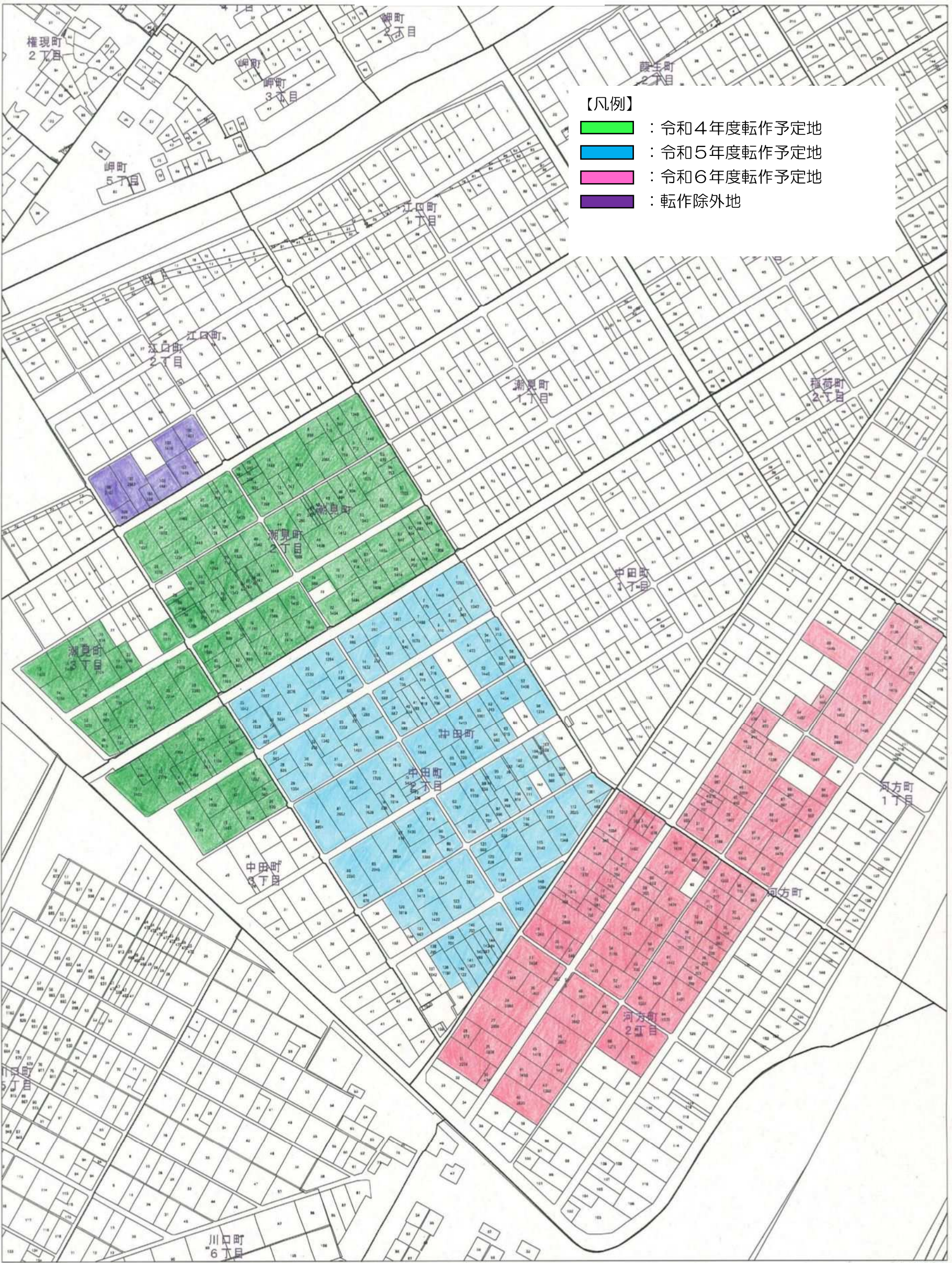
北浦地区



伏見屋地区



前浜地区



川口地区



【凡例】

- 令和4年度転作予定地
- 令和5年度転作予定地
- 令和6年度転作予定地
- 転作除外地